

## 三次市規則第 13 号

### 三次市住宅の浸水対策に関する土地利用条例施行規則

#### (目的)

第 1 条 この規則は、三次市住宅の浸水対策に関する土地利用条例（令和 3 年三次市条例第 5 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (対象区域)

第 2 条 条例第 2 条第 4 号及び第 5 号の規則で定める区域は、別に定め、これを告示するものとする。

#### (建築行為の浸水対策)

第 3 条 条例第 5 条第 1 項の規則で定める居室の床面の高さは、別に定め、これを告示するものとする。

2 条例第 5 条第 1 項の規定による住宅の浸水対策は、別図第 1 に示すもの又はこれに準ずるものとする。

#### (雨水流出抑制施設)

第 4 条 条例第 5 条第 2 項の規定により設置する雨水流出抑制施設は、別図第 2 に示すとおりとする。

2 開発行為を行う事業者が雨水流出抑制施設を設置しない場合は、事業者は当該土地の購入者又は使用者に対し、雨水流出抑制施設を設置しなければならないことを周知しなければならない。

3 雨水流出抑制施設を設置し、又は管理する者は、当該雨水流出抑制施設の適正な維持管理に努めなければならない。

#### (届出)

第 5 条 条例第 5 条第 1 項に規定された行為に伴う条例第 6 条の規定による届出は、建築行為に係る浸水対策検討（変更）届出書（様式第 1 号）により行うものとする。届け出た内容を変更するときも、同様とする。

2 条例第 5 条第 2 項に規定された行為に伴う条例第 6 条の規定による届出は、開発行為に係る浸水対策検討（変更）届出書（様式第 2 号）により行うものと

する。届け出た内容を変更するときも、同様とする。

3 前2項の届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 位置図、配置図、平面図及び断面図

(2) 浸水対策の内容を明記した書類

(3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

4 前項第1号の位置図、配置図、平面図及び断面図に浸水対策の内容が記載されている場合は、同項第2号の書類を省略することができる。

5 第1項及び第2項に規定する届出は、市長が不要と認めたときは、これを省略することができる。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

建築行為に係る浸水対策検討（変更）届出書

年 月 日

三次市長 様

（事業者）住所

氏名

電話番号

（申請代理人）住所

氏名

電話番号

三次市住宅の浸水対策に関する土地利用条例（令和3年三次市条例第5号）第6条の規定に基づき、建築行為について、次のとおり届け出ます。

1 行為の場所 三次市

2 行為の着手予定日 年 月 日

3 行為の完了予定日 年 月 日

4 行為の種類 建築物の新築 ・ 改築 ・ 増築 ・ 移転

5 建築行為の概要

(1) 敷地面積	m <sup>2</sup>
(2) 敷地地盤面の高さ	m
(3) 当該敷地における基準高	m
(4) 建築面積	m <sup>2</sup>
(5) 建築物の数	棟
(6) 階数	地上 階 ・ 地下 階
(7) 構造	造 一部 造
(8) 階別床面積	1階 m <sup>2</sup> , 階 m <sup>2</sup> , 階 m <sup>2</sup>
(9) 居室の床面の高さ	m

6 添付書類 位置図、配置図、平面図及び断面図、浸水対策の内容を明記した書類

様式第2号（第5条関係）

開発行為に係る浸水対策検討（変更）届出書

年 月 日

三次市長 様

（事業者）住所

氏名

電話番号

（申請代理人）住所

氏名

電話番号

三次市住宅の浸水対策に関する土地利用条例（令和3年三次市条例第5号）第6条の規定に基づき、開発行為について、次のとおり届け出ます。

1 行為の場所 三次市

2 行為の着手予定日 年 月 日

3 行為の完了予定日 年 月 日

4 開発行為の概要

(1) 敷地面積	m <sup>2</sup>
(2) 計画地盤面の高さ	m
(3) 当該敷地における基準高 ※建築行為届出区域の場合	m
(4) 開発行為の目的	※開発行為後の土地利用の概要を記載

5 添付書類 位置図，配置図，平面図及び断面図（切り盛りの状況がわかるもの），浸水対策の内容を明記した書類

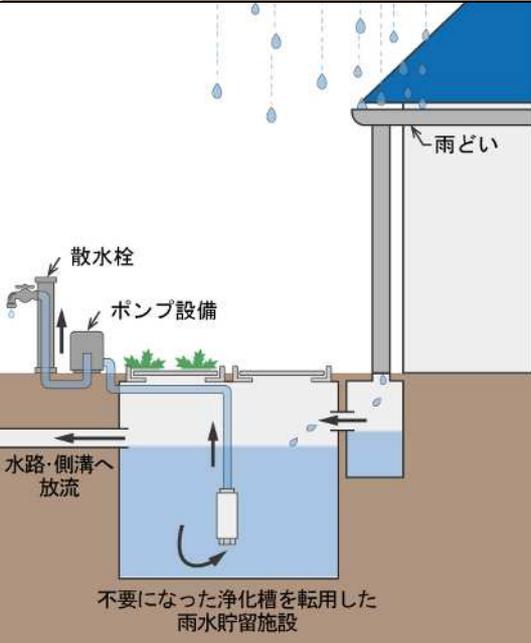
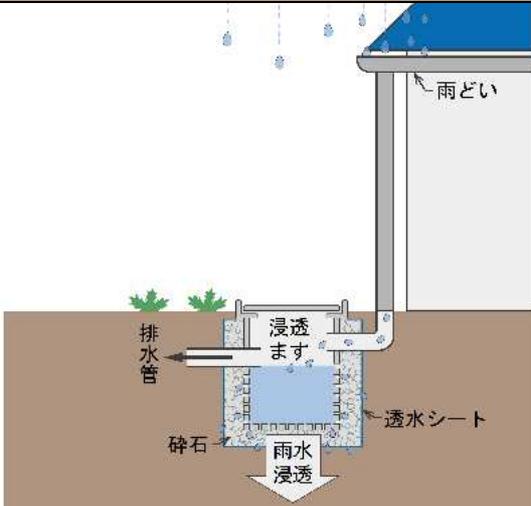
別図第1（第3条関係）

住宅の浸水対策

イメージ	
地盤のかさ上げ	
基準高さ以下に居室を設けない	

別図第 2 (第 4 条関係)

雨水流出抑制施設

イメージ	
雨水を一時的に貯留する機能を有する施設	 <p>The diagram shows a cross-section of a building with a blue roof. Rain is falling from the sky. A pipe labeled '雨どい' (rain gutter) runs along the edge of the roof. A '分岐器具' (branching device) is installed on the pipe. A vertical pipe leads down to a '雨水貯留タンク' (rainwater storage tank) which is mounted on a '架台' (stand). The tank has a '蛇口' (faucet) on its side and a '転倒防止器具' (anti-tipping device) at its base. The ground is shown in brown.</p>
浄化槽を利用して雨水を一時的に貯留する機能を有する施設	 <p>The diagram shows a cross-section of a building with a blue roof. Rain is falling from the sky. A pipe labeled '雨どい' (rain gutter) runs along the edge of the roof. A pipe leads down to a '浄化槽' (purification tank) which is partially buried in the ground. A 'ポンプ設備' (pump equipment) is installed in the tank. A '散水栓' (sprinkler) is also shown. A pipe labeled '水路・側溝へ放流' (discharge to waterway/side ditch) leads from the tank. Below the tank, it says '不要になった浄化槽を転用した雨水貯留施設' (Rainwater storage facility using a repurposed purification tank). The ground is shown in brown.</p>
雨水を地下に浸透させる機能を有する施設	 <p>The diagram shows a cross-section of a building with a blue roof. Rain is falling from the sky. A pipe labeled '雨どい' (rain gutter) runs along the edge of the roof. A pipe leads down to a '浸透ます' (infiltration basin) which is partially buried in the ground. The basin contains '砕石' (crushed stone) and a '透水シート' (permeable sheet). A pipe labeled '排水管' (drainage pipe) leads from the basin. Below the basin, it says '雨水浸透' (rainwater infiltration). The ground is shown in brown.</p>